

# 岡山県保健福祉学会細則

## (目的)

第1条 この細則は、岡山県保健福祉学会会則に定めるもののほか、岡山県保健福祉学会の会務等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入会等)

第2条 一般会員になろうとする者は、入会申込書に当該年度の会費を添えて学会長へ提出しなければならない。

2 一般会員は、毎年度定められた期日までに当該年度の会費を納めなければならない。

3 当日会員になろうとする者は、研究成果発表会及び講演会等への参加申込書に会費を添えて学会長へ提出しなければならない。

## (退会)

第3条 一般会員は、引き続き2年度分の会費を納めなかったときは、当該2年度の終了と同時に退会するものとする。

## (会費)

第4条 一般会員の会費は、年額1,000円とする。

2 当日会員の会費は、1,000円とする。

## (表彰)

第5条 学会長は、研究成果発表会で優れた研究発表を行った者の中から、次に掲げる表彰の区分に応じてそれぞれに定める成績をおさめた優秀者に対して、表彰することができる。

(1) 保健福祉学会長賞

学術的な視点において優れた研究成果をおさめたものを対象

(2) 保健医療部長賞

地道に研究を行い、行政的な視点（保健医療部門）において優れた研究成果をおさめたものを対象

(3) 子ども・福祉部長賞

地道に研究を行い、行政的な視点（福祉部門）において優れた研究成果をおさめたものを対象

(4) 保健福祉学会審査委員長賞

斬新性において優れた研究成果をおさめたものを対象

(5) 保健所長会長賞

保健部門において優れた研究成果をおさめたものを対象

(6) 社会福祉協議会長賞

福祉部門において、優れた研究成果をおさめたものを対象

(7) 審査委員奨励賞

上記6賞に匹敵する研究内容であり、審査委員が優れた研究成果であると特別に認めたものを対象（ただし、該当者がある場合のみ授与する。）

2 表彰は、賞状を授与して行い、副賞として金品を加授することができる。

## 附則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

## 附則

この細則は、平成24年7月24日から施行する。

## 附則

この細則は、令和5年8月31日から施行する。



岡山県 マスコット ももっち&うらっち